

令和3年11月8日
学 長 裁 定

北海道情報大学 情報セキュリティ対策基本方針

第1条 北海道情報大学（以下「本学」という。）は、建学の理念である「情報化社会の新しい大学と学問の創造」を具現化するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

第2条 本学は、北海道情報大学情報セキュリティ対策基本規程（以下「対策基本規程」という。）及びその他関係諸規程等の定めるところにより、次の各号に定める対策を行う。

- （1） 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- （2） 情報及び情報システムの保護
- （3） 情報システムや情報サービスの管理・運用
- （4） インシデントへの対処
- （5） 利用者への啓発及び教育
- （6） 前5号を含む情報セキュリティマネジメントの実施

第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者及び管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他関係諸規程等を遵守しなければならない。

第4条 本方針に基づき定められた規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、学校法人電子開発学園北海道情報大学学則及び学校法人電子開発学園就業規則に則って行うほか、本学のその他関連諸規程に定めるところによる。

附 則

この基本方針は、令和3年11月8日から施行する。